

# 「困ったなあ」に答えます

法律相談  
佐々木知子の



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

夫から突然の離婚宣言。  
収入がなく、離婚は避けたいです。

実は主人が10日前、「離婚します」とだけ置き手紙を残して、家を出ていったのです。いえ、失踪ではありません。職場に電話をしたら普通に出勤していました。メールにも電話にも出ない。理由も思いつかず、両親とも一体どうしたのだろうと言つていたら、弁護士からこの書面が届きました。夫の離婚の意思は固い、そのことについて私と話し合いたいので、印鑑を持つて事務所に来てくれとあります。私が5歳上の主人と恋愛結婚して15年になります。子供は小学生が2人。今のマンションは結婚してすぐ主人がローンを組んで購入したものです。互いの

親が頭金を出したし、主人の年収は1000万円を超えていてので、詳しいことは分かりませんが、ローン残はもうあまりないのではと思います。

本当に突然のことでの離婚を求められる理由も分かりません。10年も単身赴任だったのが最近転勤で本社に戻ってきて家族と一緒に生活になつたので、生活のリズムが合わないというか、

私は生活に不満もないし、離婚と言われても手に職もなく、何より小さい子供もいてこれから費用もかかるし、離婚は避けたいのですが、どうすればよいでしょうか？

やりにくかったことはあると思います。生活費はこのところあまりくれていなかつたのですが、出ていってしばらくすると20万円が振り込まれていました。

まあ、びっくりしますね。子供もいるのに、妻と何も話をせずに一方的に出ていって、弁護士を立てれば済むだなんて、甘すぎますよね。

私の経験からすると、おそらく女がいるのではと思いますが、思い当たることはありますか？しかし、なんか変な弁護士ですよね。裁判所で使われている基準算定表に基づいた月20万円の婚姻費用を振り込んだのはよいとして、印鑑を持参して事務所に行つたら、協議離婚届にサインと押印をさせられる、なんてこともあるのかも？ 注意するに越したことはありません。

互いに話し合つて協議離婚をする時は、離婚届に必要な親権者の定めの他、養育費の支払い額やマンションをどうするか、預貯金をどう分けるかといった財産分与、慰謝料の支払い、などについて強制執行力のある公正証書を作つたほうがよく、そんなに簡単な話ではありません。放つていてから離婚（婚姻関係調停）を起こしてくるでしょう。あるいはこちらから離婚

（婚姻関係調停）を行つたら、協議離婚届にサインと押印をさせられる、なんてこともあるのかも？ 注意するに越したことはありません。

（整理）調停を起こしてもよいのですよ。つまり自分は離婚したくないと正直に言ってよいのです。調停はまずは離婚ありきではなく、結婚を続けられないかといつた試みもちゃんとしています。おっしゃる通り、小さな子供が2人もいるのだから、よほどの理由がない限り離婚しないほうがよいに決まっています。

ただそれでも、相手が絶対に同居が嫌ならば、縛をつけて連れ帰ることはできないので離婚はやむを得ないと思ひます。たとえ夫に女がいていわゆる有責

